

岐阜縣公報

号外
(一)
平成二十八年八月十六日

監查委員告示

岐阜県監査委員告示第十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百九十九条第一項、第一項及び第四項の規定により平成一十八年七月に執行した定期監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

定期監査の結果に関する報告の公表

行政監査の結果に基づいて講じた措置の公表

財政的援助団体等監査の結果に基づいて講じた措置の公表

(監查委員)

七五一

平成二十八年八月十六日

第1 監査実施機関数

	監査実施機関数	監査結果件数			
		指摘あり	指導あり	指摘事項	指導事項
知事直轄	1	0	0	0	0
総務部	—	—	—	—	—
清流の国推進部	1	0	0	0	0
危機管理部	2	1	1	2	1
環境生活部	8	2	3	6	2
健康福祉部	6	1	2	4	2
商工労働部	4	0	0	0	0
農政部	12	1	3	7	1
林政部	5	1	1	2	1
県土整備部	1	1	0	2	2
都市建築部	5	0	0	0	0
県事務所	—	—	—	—	—
教育委員会	10	1	4	5	1
警察本部	3	2	1	3	2
その他	—	—	—	—	—
合計	58	10	15	31	12
(注)監査結果の区分については、次のとおり。					
・指摘事項					
・指導事項					
・検討事項					

【監査の結果】特に指摘及び指導する事項はなかった。
 清流の国推進部は、是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
 は、現地機関の監査の所掌課に対し是正若しくは改善を求める事項
 結果として本庁の所掌課に対し是正若しくは改善を求める事項
 「—」は、当月監査未実施を示す。

第2 監査結果

監査の結果、22機関において、12件の指摘事項及び19件の指導事項が認められたので、監査対象機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

1 知事直轄（1機関）

実施機関名	実施年月日
環境政策課	平成28年7月25日

2 清流の国推進部（1機関）

実施機関名	実施年月日
東京事務所	平成28年7月28日

【監査の結果】特に指摘及び指導する事項があった。

機関名	指導事項	内 容
環境生活政策課	指導事項	物品の管理事務において、プリント1台を亡失してしまったので、今後は物品管理の一層の徹底を図ることともに、再発防止に努められたい。
環境管理課	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料27,000円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
自然環境保全課	指導事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として225,137円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
私学振興・青少年課	指導事項	平成29年度修学バックアップ貢付金の収入事務において、納期限を過ぎて返還されたことにより発生する延滞金13,200円の徵収手続を行っていなかつたので、速やかに指置するとともに、今後は適正に処理されたい。
高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金の国庫返還金の支出事務において、支出科目を会計管理費（簡便還金、利子及び割引料）とすべきところ、その一	指導事項	

現代陶芸美術館	指導事項	部を私立学校振興費（節：積立金）としていたので、今後は適正に処理されたい。 特定個人情報に係る管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 特定個人情報を取り扱う場合は、「特定個人情報取扱記録簿」に記録し、個人情報管理者である所長の承認を得なければならぬが、所属長以外の者が承認をしていた。 2 特定個人情報の取扱い後は「特定個人情報取扱記録簿」に記録し、個人情報管理者の確認を得なければならぬが、それらがなされていなかつた。
---------	------	---

5 健康福祉部（6機関）	実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日	
開保健所	平成28年7月11日	開保健所郡上センター	平成28年7月11日	
可茂保健所	平成28年7月8日	保健環境研究所	平成28年7月6日	
希望が丘こども医療福祉センター	平成28年7月28日	食肉衛生検査所	平成28年7月28日	

【監査の結果】
次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 開 名	区 分	内 容
保健所	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の要損事故について、修繕料27,000円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
希望が丘こども医療福祉センター	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の要損事故について、修繕料73,440円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について、直ちにその事実を報告書により、知事及び会計管理者に報告していかつたので、速やかに措置することともに、今後は適正に処理されたい。
指摘事項	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として323,568円の費用負担が発生し、また、修繕料184,374円が支払われていたので、職員の交通事故防止について指導事項
食肉衛生検査所	指導事項	特定個人情報に係る管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 特定個人情報を取り扱う場合は、「特定個人情報取扱記録簿」に記録し、個人情報管理者である所長の承認を得なければならないが、事務取扱担当者氏名欄の記載漏れがあつたほか、所属長の承認を得ていなかつた。 2 特定個人情報の取扱い後は「特定個人情報取扱記録簿」の処理結果確認欄に記録し、個人情報管理者の確認を得なければならぬが、それらがなされていなかつた。

6 商工労働部（4機関）	実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
農政課	実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
農業経営課	平成28年7月19日	農産物流通課	平成28年7月19日	
畜産課	平成28年7月22日	農村振興課	平成28年7月22日	
里川振興課	平成28年7月26日	農地整備課	平成28年7月25日	
岐阜農林事務所	平成28年7月5日	中濃農林事務所	平成28年7月11日	
郡上農林事務所	平成28年7月7日	中山間農業研究所	平成28年7月14日	

【監査の結果】
次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 開 名	区 分	内 容
農政課	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた2件の要損事故について、修繕料54,000円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
岐阜農林事務所	指導事項	畜産振興事業補助金（強い畜産構造改革支援事業）の交付事務において、交付すべき補助金の額の確定には、間接補助事業が完了し、かつ、間接補助事業に対して間接補助金が全額交付されたことの確認が必要であるが、補助事業者から提出のあった実績報告書を受理し、現地確認等を行つたものの、間接補助金が全額交付される前に補助金の額を確定していたので、今後は適正に処理されたい。
指摘事項	指摘事項	特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合及び扱い後は「特定個人情報取扱記録簿」に記録し、個人情報管理者である所長の承認及び確認を得なければならないが、所属長以外の者が行つていたので、今後は適正に処理されたい。 中濃農林事務所 指摘事項 公務中の1件の交通事故について、修繕料128,211円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。 郡上農林事務所 指導事項 不用品の売払いに係る収入事務において、売払い代金の調定手続が遅延していたので、今後は適正に処理さ

指導事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料8,640円が支拂われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
指導事項	特定個人情報に係る管理事務において、「特定個人情報管理台帳」及び「特定個人情報取扱記録簿」を作成しないまま特定個人情報を取り扱っていたものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

8 林政部（5機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
林政課	平成28年7月21日	恵みの森づくり推進課	平成28年7月20日
県産材流通課	平成28年7月19日	森林整備課	平成28年7月20日
治山課	平成28年7月19日		

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があつた。

機 関 名	区 分	内 容
森林整備課	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料169,948円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られた。
指導事項		業地管理棟の建替えがあつたにもかかわらず、公有財産の登記及び登録の手続が行われていなかつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

9 県土整備部（1機関）

実施機関名	実施年月日
古川土木事務所	平成28年7月13日

【監査の結果】

次のとおり指摘する事項があつた。

機 関 名	区 分	内 容
社会教育文化課	指導事項	公有財産の管理事務において、文化財保護センター飛騨国府事務所の建物（リース物件）のリース・保護・譲り受け・譲り渡し後の手續を行うことなく使用していたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
岐阜商業高等学校		物品の管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1.PTAからの借入物品（簿記会計実習装置一式）について、借入れるをする物品の内容を明らかにした書類が作成されていなかつた。 2.平成27年度の現物美査において、物品が確認できなかつたなど品一覧表との不整合が生じて、物品が確認できなかわらず、不整合がないものとして所属長へ報告していた。

10 都市建築部（5機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
下水道課	平成28年7月29日	水資源課	平成28年7月29日
水道企業課	平成28年7月21日	流域浄水事務所	平成28年7月6日
東部広域水道事務所	平成28年7月4日		

【監査の結果】

特に指摘及び指導する事項はなかつた。

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
学校安全課	平成28年7月27日	学校支援課	平成28年7月29日
社会教育文化課	平成28年7月29日	体育健康課	平成28年7月27日
岐阜北高等学校	平成28年7月5日	岐阜商業高等学校	平成28年7月5日
大垣南高等学校	平成28年7月15日	郡上北高等学校	平成28年7月7日
岐阜聾学校	平成28年7月28日	海津特別支援学校	平成28年7月15日

海津特別支援学校　適正に処理されたい。

特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合及び取り扱い後は「特定個人情報取扱記録簿」に記録しなければならないが、それを行うことなく特定個人情報を取り扱っていたものがあったので、今後は適正に処理されたい。

12 警察本部（3機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
海津警察署	平成28年7月15日	関警察署	平成28年7月8日
飛騨警察署	平成28年7月14日		

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があつた。

機 関 名	区 分	内 容
海津警察署	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として166,542円の費用負担が発生し、また、修繕料216,955円(うち相手方負担分110,782円)が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
関警察署	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として128,744円の費用負担が発生し、また、修繕料44,280円(うち相手方負担分8,856円)が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合は「特定個人情報取扱記録簿」に記録し、個人情報管理者である所長の確認を尋ねなければならな いが、所長以外の者が行っていたので、今後は適正に処理されたい。

豊田市議会議員登録第十一回

井内直治氏（昭和11年法律第六十七号）第百九十九条第一項規定の規定による

岐阜県知事からの行政監査の結果に基いて措置を講じた旨の通知がねられたので、回頂後設の規定による通報に係る事項を次のとおり公表す。

平成二十八年八月二十六日

岐阜県議会議員　水 小 山 謙 杉 伸 本 美 良 敏 尚 富 寛 子

I 平成27年度行政監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成27年度行政監査（テーマ監査）

(単位：件)

テーマ名	監査結果	措置済	今回措置を講じたもの	未措置
機関名	A	B	C	A-B-C
県民生活の安全・安心に密接に関わる分野	29	0	9	20
※平成28年8月2日ご知事から通知があつたもの				

II 行政監査の結果に基づき講じた措置

1 平成27年度行政監査（テーマ監査）

○ 県民生活の安全・安心に密接に関わる分野の実施状況について

○ 機関名 計定障害福祉事業者等指導監査結果

監査結果

講じた措置

○ 機関名 障害福祉課

（保健医療課
含む）

監査

指針

及び

岐阜県監査委員告示第十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事から財政的援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があつたので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

I 平成 26 年度及び平成 27 年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況 1 平成 26 年度

区 分		監査結果		措置済		今回措置を 講じたもの*		未措置	
		A		B		C		A - B - C	
	指摘事項	出資・出捐団体	9	8	1		0	0	
		補助金等交付団体	2	2	—		0	0	
	指 定 管理 者		1	1	—		0	0	
団 体	指導事項	計		12	11	1	0	0	
		出資・出捐団体	18	17	1		0	0	
		補助金等交付団体	3	3	—		0	0	
	指 定 管理 者		6	5	1		0	0	
	計		27	25	2		0	0	
検討事項	指 定 管理 者	出資・出捐団体	0	—	—		—	—	
		補助金等交付団体	0	—	—		—	—	
		指 定 管理 者	0	—	—		—	—	
	計		0	—	—		—	—	
所 管 機 関	指導事項	出資・出捐団体	0	—	—		—	—	
		補助金等交付団体	2	2	—		0	0	
		指 定 管理 者	1	1	—		0	0	
	計		3	3	—		0	0	
検討事項	指 定 管理 者	出資・出捐団体	2	2	—		0	0	
		補助金等交付団体	3	3	—		0	0	
	計		5	4	1		0	0	
	計		10	9	1		0	0	
合 計			54	50	4		0	0	

2 平成27年度

(単位：件)

区分	監査結果	指置済	今回措置を講じたもの*		未措置	
			A	B	C	
団体	出資・出捐団体	A	3	0	2	1
	補助金等交付団体		2	0	1	1
	指定管理者者		1	1	—	0
	計		6	1	3	2
検討事項	出資・出捐団体		5	0	5	0
	補助金等交付団体		6	0	3	3
	指定管理者者		3	1	2	0
	計		14	1	10	3
合計	出資・出捐団体		0	—	—	—
	補助金等交付団体		0	—	—	—
	指定管理者者		0	—	—	—
	計		0	—	—	—

(2) 団体監査結果(指導事項)に基づき講じた措置

出資・出捐団体		監査結果		講じた措置	
所管機関名	団体名				
新産業・工農課	公益財団法人ソフトピアジャパン	平成25年度の決算において、退職給付引当金に係る期末必要額を計算するに当たり、職員4人分について平成24年度末退職給付引当金決算額と相違する金額を平成25年度末退職給付引当金から差し引いたことにより、退職給付引当金計上額が168,303円となり、この差額が168,303円を含めた額で引当金を積み立て誤りの解消を行った。	当該法人において、以下のとおり対応したとの報告を受けた。	講じた措置	
所管機関	計	3	1	1	
指導事項	出資・出捐団体	2	0	1	
指定期間	補助金等交付団体	6	0	3	
指導事項	指定管理者者	3	1	2	
計	計	11	1	6	
検討事項	出資・出捐団体	0	—	—	
検討事項	補助金等交付団体	0	—	—	
計	計	0	—	—	
合計	合計	34	4	20	10

※平成28年8月2日に知事から通知があつたもの
(注) 監査結果の区分については次のとおり。

- ・指導事項：是正又は改善を求める事項
- ・指導事項：是正又は改善を求める事項
- ・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

II 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

1 平成26年度

(1) 団体監査結果(指導事項)に基づき講じた措置

所管機関名	団体名	監査結果	講じた措置
地域産業課	公益財団法人セラミック	「陶芸作家展2013」の印刷物作成に係る支出事務において、平成24年度中に契約・納品まで完了しているにもかかわらず、平成25年度予算で執行していたので、今後は適正に処理されたい。	指摘事項について、公益財団法人セラミックバーグ美濃より今後は誤りのないよう以下の措置を講じたとの報告を受けた。
	バーグ美濃		1 全職員に対し、公益財団法人の収入及び支出に係る基本的な会計処理の研修を行った。 2 会計書類は複数人で点検を行い、確認漏れがないよう体制を整えた。 3 公益財団法人の財源を意識し、経理規程などを含めたコンプライアンスに関する内容等の人材教育研修を実施した。

指定管理者者	所管機関名	団体名	監査結果	講じた措置

地域産業課	公益財団法人セラミック (セラミックパークM1 NO)	セラミックパークM1NOの管理運営業務において、基本協定書では、管理事物品2,656件を管理するとしているが、県からの貸付物品が1,403件となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
		セラミックパークM1NOの管理運営業務において、基本協定書では、管理事物品2,656件を管理するとしているが、県からの貸付物品が1,403件となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

(3) 所管機関監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

指定管理者 所管機関名	団体名 (施設名称)	監査結果	講じた措置
地政産業課 公益財団法人セラミック (セラミックパークM1 NO)	セラミックパークM1NO	平成27年3月に締結した本協定書では、管理事物品2,656件を管理するとしているが、県からの貸付物品が1,403件となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	セラミックパークM1NOの管理運営業務において、基本協定書では、管理事物品2,656件を管理するとしているが、県からの貸付物品が1,403件となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

2 平成27年度
(1) 団体監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

所管機関名 出資・出捐団体	団体名	監査結果	講じた措置
医療整備課 公立大学法人岐阜県立看護大学	平成26年度学外実習に係る学外実習委託料の支出事務において、次の不適正な事務が認められた。	指導事項について、当該法人から、以下のとおり対応したとの報告を受け、確認した。	指導事項について、当該法人から、以下のとおり対応したとの報告を受け、確認した。

1 担当職員が事務処理を遅滞したことにより、実習施設17施設に係る学外実習委託料3,637,610円の支払期日が138日遅延し、遅延金68,550円が発生していった。また、過去5年間の学外実習委託料の会計書類を確認したところによると、未払金と退延金を直ちに支払った。また、過去5年間の学外実習委託料の会計書類を確認したところによると、未払金と退延金を直ちに支払った。また、過去5年間の学外実習委託料の会計書類を確認したところによると、未払金と退延金を直ちに支払った。

2 1 施設に係る学外実習委託料12,000円について、事務手續を経ないまま担当職員が自らの所持金で支払っていた。

3 点を実施した。

1 債務管理方法を改善する

所管機関名 補助金等交付団体	団体名 (補助金等の名称)	監査結果	講じた措置
医療整備課 (岐阜県医療施設耐震化整備費補助金)	岐阜県医療施設耐震化整備費補助金において、耐震補強工事(以下「工事」という。)の実施に対して県から交付された補助金13,336,000円について、次の事実が認められた。	当該法人において、以下のとおり対応された。	当該法人において、以下のとおり対応された。

1 平成26年3月に提出された交付申請書には平成8年に実施した耐震診断結果報告書が添付されており、この報告書によれば、申請の対象となる建物が国の耐震基準を満たしていないことから、補助要件に合致するものとして補助金が交付されていた。

2 今は建築や補助金の内容を把握した責任者を立て、しっかりと連携を取りながら業務を進めるとともに、県の担当者はと連携を密に連絡を取ることにより再発防止に努める。

3 なま、補助金返還金については、平成28年1月15日付で、返還金に伴う利息については、平成28年1月28日付で、それぞれ納入されていることを確認した。

4 申請の対象とされた建物

(2) 所管機関監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置							
補助金等交付団体							
所管機関名	団体名 (補助金等の名称)	監査結果	講じた措置				
医療整備課	医療法人白水会 (岐阜県医療施設耐震化整備費補助金)	医療法人白水会に対する岐阜県医療施設耐震化整備費補助金において、補助金の交付の対象となるべき事業に対し補助金 13,336,000 円が交付されており、速やかに原因を調査の上、必要な措置を講じるとともに、今後は適正に処理されたい。	平成 28 年 1 月 7 日付で、医療法人白水会に対し、補助金交付決定取消し及び返還命令を通知し、平成 28 年 1 月 15 日に、補助金返還金 13,336,000 円が県に納付された。また、平成 28 年 1 月 25 日付で、同会に対し、利息の納入について通知し、平成 28 年 1 月 28 日に、補助金返還金に係る利息 622,955 円が県に納付された。	医療法人白水会に対し、補助金交付決定取消し及び返還命令を通知し、平成 28 年 1 月 15 日に、補助金返還金 13,336,000 円が県に納付された。また、平成 28 年 1 月 25 日付で、同会に対し、利息の納入について通知し、平成 28 年 1 月 28 日に、補助金返還金に係る利息 622,955 円が県に納付された。	医療法人白水会に対する岐阜県医療施設耐震化整備費補助金において、補助金の交付の対象となるべき事業に対し補助金 13,336,000 円が交付されており、速やかに原因を調査の上、必要な措置を講じるとともに、今後は適正に処理されたい。	は既に耐震基準を満たすものとなっていた。当該工事は補助要件に合致せず、交付された補助金は適当とは認められないため、医療整備課の指導に基づき速やかに対応されたい。	
医療整備課	地方独立行政法人岐阜県総合医療センター	法人会計規程に基づく内部監査において、平成 26 年度の内部監査計画書が作成されておらず、事業年度実施すべき定期監査が行われていなかつたので、今後は適正に処理されたい。	法人会計規程に基づく内部監査において、平成 26 年度の内部監査計画書が作成されておらず、事業年度実施すべき定期監査が行われていなかつたので、今後は適正に処理されたい。	法人会計規程に基づく内部監査において、平成 26 年度の内部監査計画書が作成されておらず、事業年度実施すべき定期監査が行われていなかつたので、今後は適正に処理されたい。	法人会計規程に基づく内部監査において、平成 26 年度の内部監査計画書が作成されておらず、事業年度実施すべき定期監査が行われていなかつたので、今後は適正に処理されたい。	指導事項について、当該法人から、以下のとおり対応したとの報告を受け、確認した。 平成 27 年度においては、内部監査計画書に沿って、平成 27 年 12 月 21 日に会計監査を実施し、平成 27 年 12 月 22 日に業務監査を実施している。 今後は担当部署において、「内部監査規程」に基づき、年度当初には内部監査計画書を作成し、計画的に実施するよう努める。 また、平成 25 年度までは、病院業務に精通し監査業務の経験がある職員を採用し、当該職員が内部監査を担当していった。外部からの目線で種々の業務改善提案があつたことから、今後同様の人材を採用し、内部監査を充実したものとしていくよう努める。	指導事項について、当該法人から、以下のとおり対応したとの報告を受け、確認した。 平成 27 年度においては、内部監査計画書に沿って、平成 27 年 12 月 21 日に会計監査を実施し、平成 27 年 12 月 22 日に業務監査を実施している。 今後は担当部署において、「内部監査規程」に基づき、年度当初には内部監査計画書を作成し、計画的に実施するよう努める。 また、平成 25 年度までは、病院業務に精通し監査業務の経験がある職員を採用し、当該職員が内部監査を担当していた。外部からの目線で種々の業務改善提案があつたことから、今後同様の人材を採用し、内部監査を充実したものとしていくよう努める。
医療整備課	地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院	患者が自宅で使用する治療器に係る病院と事業者の貸借契約事務において、貸賃貸契約書では事業者は少なくとも年 1 回定期点検を実施することになっているが、約 22か月間実施されていなかつた。また、この間、病院は点検結果報告書の提出を求め、報告等の徹底を口頭指導し	患者が自宅で使用する治療器に係る病院と事業者の貸借契約事務において、貸賃貸契約書では事業者は少なくとも年 1 回定期点検を実施することになっているが、約 22か月間実施されていなかつた。また、この間、病院は点検結果報告書の提出を求め、報告等の徹底を口頭指導し	満期保有目的で所有しております。決算日翌日から 1 年以内に満期の到来するものでは算額の修正は行わないが、ないことから、その他固定資産の「投資有価証券」とすべきところ、流動資産の「有価証券」と表示していたので、今後は適正に処理されたい。	満期保有目的で所有しております。決算日翌日から 1 年以内に満期の到来するものでは算額の修正は行わないが、ないことから、その他固定資産の「投資有価証券」とすべきところ、流動資産の「有価証券」と表示していたので、今後は適正に処理されたい。	関与税理士と協議の結果、仕訳処理の誤りであるため決算額の修正は行わないが、今後、同様の仕訳処理が発生した場合は、その他固定資産の「投資有価証券」として適正に処理する。 なお、決算書類の作成については、関係法令及び公益法人会計基準に従い適正に処理を行うとともに、外部の会計専門家によるチェックの強化を図る。 また、複数職員による会計事務処理を徹底するとともに、担当職員を外部研修へ積極的に参加させるなど会計事務処理及び審査体制の強化を図る。	満期保有目的で所有しております。決算日翌日から 1 年以内に満期の到来するものでは算額の修正は行わないが、ないことから、その他固定資産の「投資有価証券」とすべきところ、流動資産の「有価証券」と表示していたので、今後は適正に処理されたい。
(3) 団体監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置							
出資・出捐団体	監査結果	講じた措置					
所管機関名 建設政策課	団体名 公益財團法人岐阜県建設研究センター	平成 26 年度の財務諸表において、保有する第 339 回利付国債（2 年）については、以下のとおり報告を受けた。	指摘事項について、当該団体に対応を求めたところ、以下のように報告を受けた。				

			履行状況を確認すべきところ、これらを行っていないかつた。さらに仕様書では、事業者が患者装置マスクを1年ごとに交換することになっていなかったが、同期間交換されていないかったので、今後は適正に処理されたい。
医療整備課	地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院	物品の管理事務において、一般財団法人自治体衛星通信機構（以下「機構」という。）が県に貸し、県から病院に転貸されていた地域衛星通信ネットワーク映像デジタル受信装置1台を亡失し、規定損失金46,588円が機関に支払われていたので、今後は物品管理の一層の徹底を図ることも、再発防止に努められた。	物品の管理事務において、一般財団法人自治体衛星通信機構（以下「機構」という。）が県に貸し、県から病院に転貸されていた地域衛星通信ネットワーク映像デジタル受信装置1台を亡失し、規定損失金46,588円が機関に支払われていたので、今後は物品管理の一層の徹底を図ることも、再発防止に努められた。 指導事項について、当該法人から、以下のとおり対応したとの報告を受け、確認した。 平成27年3月に遡り、合計残高算表及び予算執行状況表を作成し、これらが行出されないから、これまで、今後は適正に処理された。 今後は、毎月10日に月次決算処理締切日を設定して、理事長へ報告するよう努める。
補助金等交付団体	所管機関名 (補助金等の名称) 公立大学法人岐阜県立看護大学	月次決算において、法人会計規程に基づき合計残高算表及び予算執行状況表を作成し理事長へ提出すべきこと、これらが行出されないから、これまで、今後は適正に処理された。	指導事項について、当該法人から、以下のとおり対応したことの報告を受け、確認した。 平成27年3月に遡り、合計残高算表及び予算執行状況表を作成し理事長へ提出した。 今後は、毎月10日に月次決算処理締切日を設定して、理事長へ報告するよう努める。 指導事項について、当該法人から、以下のとおり改善したことの報告を受け、確認した。 今後は、対象患者の来院時に定期点検等の必要性を当院から適宜説明することとなり業務の進捗状況の適切な把握に努める。

興費補助金	幼稚園において、人件費、教育研究経費及び管理経費の計上誤りにより補助対象経費が過大となっていたので、今後は適正に処理されたい。	育後園において、人件費、教育研究経費及び管理経費の計上誤りにより補助対象経費が過大となっていたので、今後は適正に処理されたい。
私学振興・青少年課	学校法人平野学園 (岐阜県私立専修学校及び各種学校教育振興費補助金) 岐阜県私立専修(学校)及び各種文化化総合(学校)において、教育研究経費及び管理経費の計上誤りにより補助対象経費が過大となっていたので、今後は適正に処理されたい。	岐阜県私立専修(学校)及び各種学校教育振興費補助金(大垣文化化総合(学校))において、教育研究経費及び管理経費の計上誤りにより補助対象経費が過大となっていたので、今後は適正に処理された。
私学振興・青少年課	学校法人後藤学園 (岐阜県私立学校教育振興費補助金) 岐阜県私立学校教育振興費において、人件費、管理経費及び設備費の計上誤りにより補助対象経費が過大となっていたので、今後は適正に処理されたい。	指導事項について、当該法人から、以下のとおり改善したとの報告を受けた。 補助対象経費の算定期限がないか改めて確認を行い、運用面では学長又は校長代理もチェックする体制とした。 また補助金申請時のみでなく、月毎、理事会開催時期毎にも補助対象経費の算定期限について、複数名での確認を定期的に改めた。具体的には規程上監理責任者となっている理事長及び事務長に加え、運用面では学長又は校長代理もチェックする体制とした。 指導事項について、当該法人から、以下のとおり改善したとの報告を受けた。 補助金による会計処理について、理事長と事務長を加えた複数名での確認を行った。 また、補助対象経費として申請した経費の執行漏れがないよう、月毎に支払予定案件の一覧表を作成し、3名全員がチェックすることとしたほか、税理士や会計士と連絡を密に取り合い、適切な額を計算することとした。

指定管理者 所管機関名	団体名 (施設名称)	監査結果	講じた措置
高齢福祉課 事業団 (岐阜県立飛騨鶴舞寺苑)	岐阜県立飛騨鶴舞寺苑の管理運営業務において、県と指定管理者とが締結している岐阜県立飛騨鶴舞寺苑管理運営協定書(平成23年3月1日締結)に定められた管理物件のうち、管理物品については927件となっている。その一部は当該基本協定書締結後に残業されており、基本協定書の記載と実際の管理物品(平成27年10月27日現在、806件)が異なる状態になっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	基本協定書を平成28年3月15日付けで県と締結し管理制度を更新した。 今後は、廃棄物品が発生した年度毎に基本協定書の変更を行うこととする。	3 二重監査体制の構築 ・危機管理担当者による運営点検と第三者機関を含めた内部監査の実施
(4) 所管機関監査結果(指導事項)に基づき講じた措置			
出資・出捐団体 所管機関名	団体名	監査結果	講じた措置
地域産業課			
都市公園課	株式会社オアシスパーク (世界淡水魚園(世界淡水魚園水族館を含む一部の区域を除く。))	園水族館を含む一部の区域を除く。)の管理運営業務において、自主事業として実施した釣りの確立のため、社内外体制の整備と見直しを行った旨報告が貢献アトラクションで利用者が負傷する事故が発生し、賠償金137,000円が支払われたので、適正な施設管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。	株式会社オアシスパークに再発防止策を講じるよう指示し、以下のとおり、安全対策の確立のため、社内外体制の整備と見直しを行った旨報告があった。 1. 社内危機管理担当者の役割追加 2. 日常運営点検の確認と定期点検の実施 ・全社員に向けた安全教育、各種訓練の企画及び実施 ・ヒヤリハット事案の収集、管理、共有及び対策協議 ・イベント運営マニュアル、食品衛生管理マニュアルその他各種マニュアルの制定及び改訂 ・外部機関を含めた安全検査の実施 2. 代表取締役を総責任者とする安全管理チームの設置 ・施設点検の状況を定期ミーティングにおいて確認 ・ヒヤリハット事案の共有及び対策協議 ・イベント運営マニュアルの審査及び承認 ・新規企画実施前の安全検査の結果判定
補助金等交付団体			
所管機関名	団体名 (補助金等の名称)	監査結果	講じた措置
私学振興・青少年課			
科学振興・青少年課 (岐阜県私立学校教育振興費補助金)	学校法人平野学園に対する補助金(キートスガーデン幼稚園)において、人件費、教育研究費及び管理経費の計上誤りにより補助対象経費が過大となっており、実績報告書の審査及び確認が十分に行われていなかったので、今後は適正に処理されたい。	学校法人平野学園に対する補助金の適切な執行ため、団体に対し、補助金ヒアリングの際に係る説明を行った上、事務処理体制の改善及び改善結果の文書での提出を指導した。 また、平成27年度補助金については、同様の誤りがないか平成28年2月及び4月に十分なヒアリングと横算資料の確認を行い、適切に補助対象経費が計上されていることを確認した。	補助金の適切な執行ため、団体に対し、補助金ヒアリングの際に係る説明を行った上、事務処理体制の改善及び改善結果の文書での提出を指導した。 また、平成27年度補助金については、同様の誤りがないか平成28年2月に十分なヒアリングと横算資料の確認を行った上、適切に補助対象経費が計上されていることを確認した。
科学振興・青少年課 (岐阜県私立専修学校及び各種学校教育振興費補助金)	学校法人平野学園に対する補助金(岐阜県私立専修学校及び各種学校教育振興費補助金(大垣文化総合専門学校)において、教育研究費及び管理経費の計上誤りにより補助対象経費が過大となっており、実績報告書の審査及び確認が十分に行われていなかったので、今後は適正に処理されたい。	補助金の適切な執行ため、団体に対し、補助金ヒアリングの際に係る説明を行った上、事務処理体制の改善及び改善結果の文書での提出を指導した。 また、平成27年度補助金については、同様の誤りがないか平成28年2月に十分なヒアリングと横算資料の確認を行った上、適切に補助対象経費が計上されていることを確認した。	3 二重監査体制の構築 ・危機管理担当者による運営点検と第三者機関を含めた内部監査の実施

私学振興・青少年課 (岐阜県私立学校教育振興費補助金)	学校法人後藤学園 岐阜県私立学校教育振興費補助金において、人件費、管理経費及び設備費の計上誤りについており、実績報告書の審査及び確認が十分に行われていなかつたので、今後は適正に処理されたい。	学校法人後藤学園に対する補助金の適切な執行のため、団体に対し、補助金ヒアリングの際に補助対象経費の考え方による説明を行った上、事務処理体制の改善及び改悪結果の文書での提出を指導した。また、平成27年度補助金については、同様の誤りがないか平成28年2月及び4月に十分なヒアリングと種々資料の確認を行い、適切に補助対象経費が計上されていることを確認した。
高齢福祉課 事業團 (岐阜県立飛驒寿美苑)	社会福祉法人岐阜県福祉事業團 岐阜県立飛驒寿美苑の管理業務において、県と指定管理者とが締結している岐阜県立飛驒寿美苑管理運営協定書(平成23年3月1日締結)に定められた管理物件のうち、管理物品については927件となっている。その一部は当該基本協定書締結後に廃棄されており、基本協定書の記載と実際の管理物品(平成27年10月27日現在、806件)が異なる状態になっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	基本協定書を平成28年3月15日付けて指定管理者と締結し管理物品を更新した。今後は、廃棄物品が発生した年度毎に基本協定書の変更を行うこととする。
都市公園課	株式会社オアシスパーク (世界淡水魚園(世界淡水魚水族館を含む一部の区域を除く。))	株式会社オアシスパークに園水族館を含む一部の区域を再発防止策を講じるよう指示し、株式会社オアシスパークにて、指定管理者が自主事業として、実施した仮設アトラクションで利用者が負傷する事故が発生し、賠償金137,000円が支払われていたので、適正な施設管理について当該指定管理者への一層の指導を図り、事故防止に努められたい。 講演会と世界淡水魚園での現

場研修会を行った。
また、基本協定書及び仕様書を変更し、指定管理者が自主事業を行う場合は、事前に結果と協議の上、提案書(安全対策を含む。)を作成し、県に届け出なければならないこととし、県においても安全対策等が十分か確認することとした。

平成二十八年八月二十六日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐阜文芸社